第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 県では、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、1998(平成10)年5月に青森県環境計画を策定しました。その後、4回の改定を行いながら、幅広い環境の政策・施策に取り組んできましたが、平成28年3月に策定した現在の第5次計画が最終年度を迎えました(※策定経過は3ページの体系図「青森県環境計画」を参照)。
- その間、世界では、地球規模の環境危機を背景に、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や温室効果ガス削減に向けた新たな枠組みである「パリ協定」などの国際的合意がなされ、2019(令和元)年には気候行動サミットが開催されました。

また、海洋に流出する廃プラスチック類(海洋プラスチックごみ)による海洋汚染が地球規模で 広がっており、生態系を含めた海洋環境の悪化等への影響が懸念されています。

- 国内では、2018(平成30)年に閣議決定された「第五次環境基本計画」において「地域循環共生圏」が提唱されたほか、同年に気候変動適応法の施行、2019(令和元)年に、プラスチック資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略が策定されています。
- 一方、本県においては、行政全般に係る基本方針「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」 が2019(平成31)年度からスタートし、人口減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少や労働力 不足などの課題に対しチャレンジを続けていくこととしました。

環境政策においても、農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加など顕在化している人口減少による影響や、自然環境・生活環境・地球環境等の新たな課題への対応が必要となっています。

○ 第6次青森県環境計画は、こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題に対応し、本県の豊かな自然や環境を持続可能なものとして将来につないでいくために策定するもので、計画期間において取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

- ◇ 「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」第10条に基づく、本県における環境の保全及び 創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ◇ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく、都道府県行動 計画です。
- ◇ 県行政運営の基本方針である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の目標実現に向けて、 環境分野に係る具体的な施策の方向と取組を示す「環境分野の基本計画」です。
- ◇ 県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割・行動を示す指針としての役割を担います。

3 計画の期間

2020 (令和2) 年度から2023 (令和5) 年度までの4年間とします。

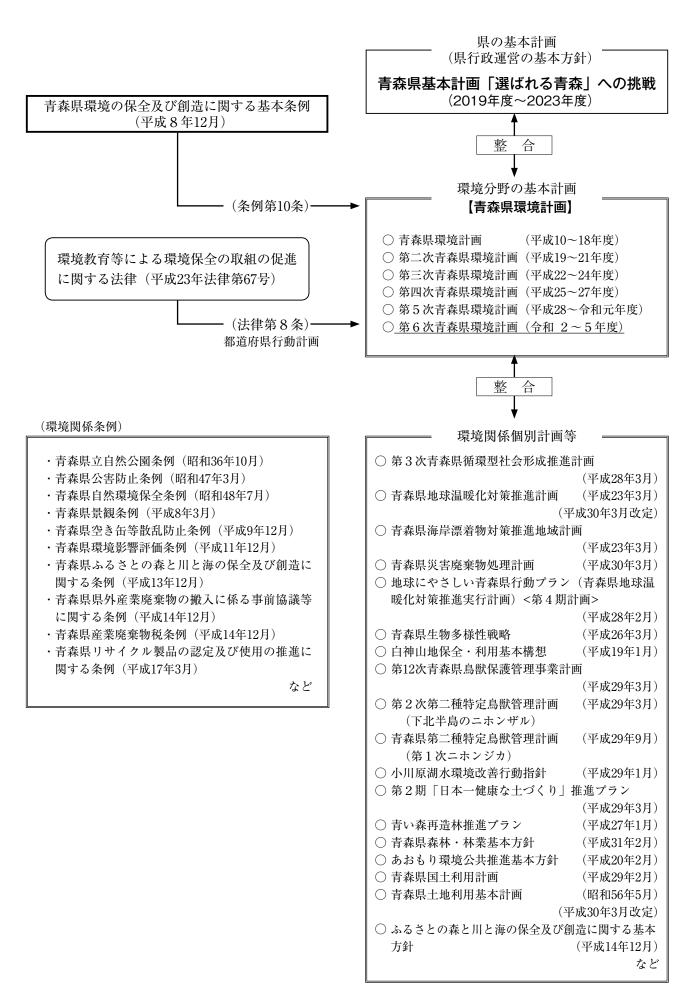


図 1 青森県環境計画と県基本計画及び環境関係計画等の体系図